

## 長野県自立支援法主治医研修『Q & A』

【平成17年度】

項目	質問の内容	回答
01	その他	専門医に意見を求めた際、意見を求められた医療機関の報酬はどうなるのでしょうか。
		補助対象とはならない。
02	記入者	医師意見書には、記入した医師の担当診療科目の記入欄がないが、記入しなくてもよいのでしょうか。
		医療機関名のところに記入する。
	3.心身の状態に関する意見の(2)	記入者が精神科の医師であっても、専門医受診の有無について記入が必要でしょうか。
		不要。
	4.サービス利用に関する意見の(1)	精神疾患上の病態、対処方法は記入できないのでしょうか。
		「5.その他特記すべき事項」の欄に記入していただきたい。
03 04	記入時の生活形態	精神障害の年金受給用診断書では、一人暮らしを想定して記載をすることになっています。自立支援法の意見書については、記入時の生活形態(施設入所又はグループホーム入居等)での生活レベルを基準に記入すると解釈してよいのでしょうか。
		基本的には記入時を基準にする。しかし、障害者の心身の状態を総合的に表すための判断材料となることから、本人の生活等の変化によって心身の状況に大きな変化が生じるようなことが想定される時はその旨を記載する。
05	別紙2の記入	別紙2の判定は、診断名に精神疾患がある場合に行うということではないのでしょうか。
		診断名がある場合 判定する。 診断名がない場合 医師の見識で精神症状ありと思われるときは「精神疾患の疑い」等の記載を意見書にさせていただく。別紙2の記入は不要。
	てんかん	てんかんについての扱いは、精神科医の判断と他科での判断を、同様に扱ってよいのでしょうか。
		かまわない。

	3. 心身の状態に関する意見の(2)	精神・神経症状がある場合、病状名を記入しますが、病状名とチェック項目の症状が同じ場合でも、両方に記入、チェックが必要となるのでしょうか。	両方に必要となる。
06	その他	障害程度区分の決定結果は、意見書を記載した主治医には知らされないのでしょうか。	通知は本人にするもの。主治医への周知は情報公開条例等に基づき判断していただきたい。
07	主治医	主治医が申請者の生活圏外にいる場合(県外、他市町村等)は、誰が意見書を記載するのでしょうか。	意見書を書ける医師に依頼してください。郵送で主治医に依頼してもかまいません。
08	主治医	身体(整形外科)と精神(精神科)等主治医が2人いる場合は、意見書を記載する主治医はどちらになるのでしょうか。	どちらでもよい。
	2. 特別な医療	処置内容の項目は12ではなく13項目ではないのでしょうか。	お見込みのとおり。3月17日に発出した資料では訂正してあります。
09	様式	医師意見書の様式は、介護保険の意見書で代用可能でしょうか。(足りない部分は手書きする等)	不可です。
10	項目内容	意見書の中で、以下の疾患に関連する項目が考慮されていないように思われますが、記載方法等どのように考えたらよいのでしょうか。 視覚・聴覚障害 透析 重症心疾患 重症皮膚疾患 短腸症候群など、広範な消化管切除後患者	現在回答待ち
11	情報公開	認定結果、ケアプラン、前主治医の意見書等の情報の開示は可能でしょうか。可能な場合、どのような手続きが必要でしょうか。	市町村の条例等に基づき判断。必要に応じて本人の同意を得る。